

岩手県地域防災計画（火山災害対策編）
新旧対照表
（案）

目 次

第1章 総則

- 第6節 防災関係機関の責務及び業務の大綱…………… 1
- 第7節 県土の概況…………… 3

第2章 災害予防計画

- 第1節 火山防災協議会活動計画…………… 4
- 第5節 気象業務整備計画…………… 6
- 第6節 避難対策計画…………… 11
- 第9節 入山規制計画…………… 12
- 第13節 ライフライン施設等安全確保計画…………… 13

第3章 災害応急対策計画

- 第2節 火山に関する予報・警報・情報及び気象予報・警報等の伝達計画…………… 14
- 第7節 広報広聴計画…………… 15
- 第18節 避難・救出計画…………… 17
- 第25節 廃棄物処理・障害物除去計画…………… 19
- 第30節 公共土木施設・鉄道施設等応急対策計画…………… 20
- 第31節 ライフライン施設応急対策計画…………… 21

第4章 災害復旧・復興計画

- 第4節 風評被害防止計画…………… 22

第5章 継続災害への対応方針

- 第1節 避難対策…………… 23
- 第2節 安全確保対策…………… 24
- 第3節 被災者の生活支援対策…………… 25

頁	現 計 画	修 正 案																						
3-1-4	<p>第6節 防災関係機関の責務及び業務の大綱</p> <p>第1 防災関係機関の責務</p> <p>第2 防災関係機関の業務の大綱</p> <p>1 県、市町村</p> <p>2 指定地方行政機関</p> <table border="1" data-bbox="256 573 836 1120"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>東北地方整備局 〔岩手河川国道事務所〕 〔三陸国道事務所〕 〔北上川ダム統合管理事務所〕 〔釜石港湾事務所〕</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>東北防衛局</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	業務の大綱	[略]	[略]	東北地方整備局 〔岩手河川国道事務所〕 〔三陸国道事務所〕 〔北上川ダム統合管理事務所〕 〔釜石港湾事務所〕	[略]	[略]	[略]	東北防衛局	[略]	<p>第6節 防災関係機関の責務及び業務の大綱</p> <p>第1 防災関係機関の責務</p> <p>第2 防災関係機関の業務の大綱</p> <p>1 県、市町村</p> <p>2 指定地方行政機関</p> <table border="1" data-bbox="868 573 1447 1433"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>東北地方整備局 〔岩手河川国道事務所〕 〔三陸国道事務所〕 〔南三陸国道事務所〕 〔北上川ダム統合管理事務所〕 〔釜石港湾事務所〕</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>東北防衛局</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>東北地方測量部</td> <td>(1) <u>地理空間情報、防災関連情報及び地理情報システムの活用に関すること。</u> (2) <u>復旧測量等の実施に関すること。</u></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	業務の大綱	[略]	[略]	東北地方整備局 〔岩手河川国道事務所〕 〔三陸国道事務所〕 〔南三陸国道事務所〕 〔北上川ダム統合管理事務所〕 〔釜石港湾事務所〕	[略]	[略]	[略]	東北防衛局	[略]	東北地方測量部	(1) <u>地理空間情報、防災関連情報及び地理情報システムの活用に関すること。</u> (2) <u>復旧測量等の実施に関すること。</u>
機関名	業務の大綱																							
[略]	[略]																							
東北地方整備局 〔岩手河川国道事務所〕 〔三陸国道事務所〕 〔北上川ダム統合管理事務所〕 〔釜石港湾事務所〕	[略]																							
[略]	[略]																							
東北防衛局	[略]																							
機関名	業務の大綱																							
[略]	[略]																							
東北地方整備局 〔岩手河川国道事務所〕 〔三陸国道事務所〕 〔南三陸国道事務所〕 〔北上川ダム統合管理事務所〕 〔釜石港湾事務所〕	[略]																							
[略]	[略]																							
東北防衛局	[略]																							
東北地方測量部	(1) <u>地理空間情報、防災関連情報及び地理情報システムの活用に関すること。</u> (2) <u>復旧測量等の実施に関すること。</u>																							

頁	現 計 画	修 正 案																																																														
3-1-7	<p>6 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者 【本編・第1章・第4節・第2・2 参照】</p>	<p>6 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者</p> <table border="1" data-bbox="890 257 1442 1686"> <thead> <tr> <th data-bbox="890 257 1082 300">機 関 名</th> <th data-bbox="1082 257 1442 300">業 務 の 大 綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>[略]</td><td>[略]</td></tr> <tr><td>[略]</td><td>[略]</td></tr> <tr><td>[略]</td><td>[略]</td></tr> <tr><td>[略]</td><td>[略]</td></tr> <tr><td>[略]</td><td>[略]</td></tr> <tr><td>[略]</td><td>[略]</td></tr> <tr><td>[略]</td><td>[略]</td></tr> <tr><td>[略]</td><td>[略]</td></tr> <tr><td>[略]</td><td>[略]</td></tr> <tr><td>[略]</td><td>[略]</td></tr> <tr><td>[略]</td><td>[略]</td></tr> <tr><td>[略]</td><td>[略]</td></tr> <tr><td>[略]</td><td>[略]</td></tr> <tr><td>[略]</td><td>[略]</td></tr> <tr><td>[略]</td><td>[略]</td></tr> <tr><td>[略]</td><td>[略]</td></tr> <tr><td>[略]</td><td>[略]</td></tr> <tr><td>[略]</td><td>[略]</td></tr> <tr><td>[略]</td><td>[略]</td></tr> <tr><td>[略]</td><td>[略]</td></tr> <tr><td>[略]</td><td>[略]</td></tr> <tr><td>[略]</td><td>[略]</td></tr> <tr><td>[略]</td><td>[略]</td></tr> <tr><td>[略]</td><td>[略]</td></tr> <tr><td>[略]</td><td>[略]</td></tr> <tr><td>[略]</td><td>[略]</td></tr> <tr><td>[略]</td><td>[略]</td></tr> <tr><td>[略]</td><td>[略]</td></tr> <tr> <td>観光団体</td> <td>(1) 観光客等への周知及び避難誘導に関する<u>こと。</u> (2) 風評被害対策に関する<u>こと。</u></td> </tr> <tr> <td>避難促進施設</td> <td>(1) 施設利用者等に対する周知に関する<u>こと。</u> (2) 施設利用者等の避難誘導に関する<u>こと。</u></td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	業 務 の 大 綱	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	観光団体	(1) 観光客等への周知及び避難誘導に関する <u>こと。</u> (2) 風評被害対策に関する <u>こと。</u>	避難促進施設	(1) 施設利用者等に対する周知に関する <u>こと。</u> (2) 施設利用者等の避難誘導に関する <u>こと。</u>
機 関 名	業 務 の 大 綱																																																															
[略]	[略]																																																															
[略]	[略]																																																															
[略]	[略]																																																															
[略]	[略]																																																															
[略]	[略]																																																															
[略]	[略]																																																															
[略]	[略]																																																															
[略]	[略]																																																															
[略]	[略]																																																															
[略]	[略]																																																															
[略]	[略]																																																															
[略]	[略]																																																															
[略]	[略]																																																															
[略]	[略]																																																															
[略]	[略]																																																															
[略]	[略]																																																															
[略]	[略]																																																															
[略]	[略]																																																															
[略]	[略]																																																															
[略]	[略]																																																															
[略]	[略]																																																															
[略]	[略]																																																															
[略]	[略]																																																															
[略]	[略]																																																															
[略]	[略]																																																															
[略]	[略]																																																															
[略]	[略]																																																															
[略]	[略]																																																															
観光団体	(1) 観光客等への周知及び避難誘導に関する <u>こと。</u> (2) 風評被害対策に関する <u>こと。</u>																																																															
避難促進施設	(1) 施設利用者等に対する周知に関する <u>こと。</u> (2) 施設利用者等の避難誘導に関する <u>こと。</u>																																																															
修正理由	<p>○ 岩手山火山避難計画の作成を踏まえた修正 ○ 所要の修正</p>																																																															

頁	現 計 画	修 正 案
3-1-9	<p style="text-align: center;">第7節 県土の概況</p> <p>1～2 略</p> <p>3 地勢、地質 (1)～(3) [略] (4) 火 山</p> <p>ア 県内の活火山 ○ [略] ○ さらに、火山噴火予知連絡会は、平成21年6月に「火山防災のために監視・観測体制の充実等が必要な火山」として、47火山を選定した。</p> <p style="text-align: center;">県内では、岩手山、秋田駒ヶ岳及び栗駒山が選定されている。</p> <p>イ [略]</p>	<p style="text-align: center;">第7節 県土の概況</p> <p>1～2 略</p> <p>3 地勢、地質 (1)～(3) [略] (4) 火 山</p> <p>ア 県内の活火山 ○ [略] ○ さらに、火山噴火予知連絡会は、平成21年6月に「火山防災のために監視・観測体制の充実等が必要な火山」として、47火山を選定し、<u>平成28年12月には、八甲田山、十和田、弥陀ヶ原の3火山が追加され50火山となっている。</u></p> <p style="text-align: center;">県内では、岩手山、秋田駒ヶ岳及び栗駒山が選定されている。</p> <p>イ [略]</p>
修正理由	○ 所要の修正	

頁	現 計 画	修 正 案
3-2-1	<p style="text-align: center;">第1節 火山防災協議会活動計画</p> <p>第1 基本方針</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 活動火山対策特別措置法に基づく火山災害警戒地域（以下「警戒地域」という。）に指定された県及び関係市町は、共同して火山防災協議会を設置する。 2 県及び関係市町は、火山防災協議会において、警戒避難体制の整備に関する事項について、協議する。 3 県及び関係市町は、火山防災協議会の意見を踏まえ、当該警戒地域ごとに、警戒避難体制に関する事項について地域防災計画に定める。 <p>第2 火山防災協議会の組織</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 警戒地域に指定された県及び次の市町は、共同して次の火山防災協議会を設置する。 <p>ア～ウ [略]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 火山防災協議会は、関係県、関係市町、気象台、地方整備局、自衛隊、警察、消防機関、学識者、観光事業者等により構成する。 ○ [略] <p>第3 火山防災協議会における協議事項等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 県、関係市町その他の防災関係機関は、火山防災協議会において、噴火シナリオの作成、火山ハザードマップの作成、噴火警戒レベルの設定、避難計画の策定等、一連の警戒避難体制の整備に関する取組について、地域の実情に応じて必要な事項を協議する。 ○ 関係市町は、火山防災協議会で協議した火山ハザードマップに避難場所その他の防災上必要な情報を付加した火山防災マップを作成する。 ○ 県、関係市町その他の防災関係機関は、火山防災協議会の場を活用して退避壕及び退避舎等の必要性等、避難施設の整備等について検討する。 	<p style="text-align: center;">第1節 火山防災協議会活動計画</p> <p>第1 基本方針</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 活動火山対策特別措置法に基づく火山災害警戒地域（以下「警戒地域」という。）に指定された県及び関係市町<u>村</u>は、共同して火山防災協議会を設置する。 2 県及び関係市町<u>村</u>は、火山防災協議会において、警戒避難体制の整備に関する事項について、協議する。 3 県及び関係市町<u>村</u>は、火山防災協議会の意見を踏まえ、当該警戒地域ごとに、警戒避難体制に関する事項について地域防災計画に定める。 <p>第2 火山防災協議会の組織</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 警戒地域に指定された県及び次の市町<u>村</u>は、共同して次の火山防災協議会を設置する。 <p>ア～ウ [略]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 火山防災協議会は、関係県、関係市町<u>村</u>、気象台、地方整備局、自衛隊、警察、消防機関、学識者、観光事業者等により構成する。 ○ [略] <p>第3 火山防災協議会における協議事項等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 県、関係市町<u>村</u>その他の防災関係機関は、火山防災協議会において、噴火シナリオの作成、火山ハザードマップの作成、噴火警戒レベルの設定、避難計画の策定等、一連の警戒避難体制の整備に関する取組について、地域の実情に応じて必要な事項を協議する。 ○ 関係市町<u>村</u>は、火山防災協議会で協議した火山ハザードマップに避難場所その他の防災上必要な情報を付加した火山防災マップを作成する。 ○ 県、関係市町<u>村</u>その他の防災関係機関は、火山防災協議会の場を活用して退避壕及び退避舎等の必要性等、避難施設の整備等について検討する。

3-2-2	<p>第4 警戒地域の指定に基づき地域防災計画に定める事項</p> <p>1 県</p> <p>○ 県は、火山防災協議会の意見を踏まえ、県地域防災計画において、警戒地域ごとに、火山現象の発生及び推移に関する情報収集及び伝達に関する事項、火山に関する予報・警報・情報の発表及び伝達に関する事項、市町地域防災計画に避難のための措置について定める際の基準に関する事項、避難及び救助に係る広域調整に関する事項その他必要な警戒避難体制に関する事項について定める。</p> <p>2 関係市町</p> <p>○ 警戒地域の指定のあった市町は、火山防災協議会の意見を踏まえ、市町地域防災計画において、警戒地域ごとに、火山現象の発生及び推移に関する情報収集及び伝達に関する事項、火山に関する予報・警報・情報の発表及び伝達に関する事項、噴火警戒レベルの運用による入山規制及び避難指示（緊急）等、避難のための措置について市町村長が行う通報及び警告に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、火山現象に係る避難訓練に関する事項、救助に関する事項その他必要な警戒避難体制に関する事項について定める。</p> <p>○ 関係市町は、警戒地域内の不特定かつ多数の者が利用する施設又は要配慮者利用施設で噴火等の火山現象の発生時に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある施設（以下「避難促進施設」という。）について、名称及び所在地を市町地域防災計画に規定する。</p> <p>○ 関係市町は、避難促進施設について、火山現象発生時に当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、市町地域防災計画に火山現象の発生及び推移に関する情報、予報並びに警報等の伝達方法等を定める。</p>	<p>第4 警戒地域の指定に基づき地域防災計画に定める事項</p> <p>1 県</p> <p>○ 県は、火山防災協議会の意見を踏まえ、県地域防災計画において、警戒地域ごとに、火山現象の発生及び推移に関する情報収集及び伝達に関する事項、火山に関する予報・警報・情報の発表及び伝達に関する事項、市町村地域防災計画に避難のための措置について定める際の基準に関する事項、避難及び救助に係る広域調整に関する事項その他必要な警戒避難体制に関する事項について定める。</p> <p>2 関係市町村</p> <p>○ 警戒地域の指定のあった市町村は、火山防災協議会の意見を踏まえ、市町村地域防災計画において、警戒地域ごとに、火山現象の発生及び推移に関する情報収集及び伝達に関する事項、火山に関する予報・警報・情報の発表及び伝達に関する事項、噴火警戒レベルの運用による入山規制及び避難指示（緊急）等、避難のための措置について市町村長が行う通報及び警告に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、火山現象に係る避難訓練に関する事項、救助に関する事項その他必要な警戒避難体制に関する事項について定める。</p> <p>○ 関係市町村は、警戒地域内の不特定かつ多数の者が利用する施設又は要配慮者利用施設で噴火等の火山現象の発生時に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある施設（以下「避難促進施設」という。）について、名称及び所在地を市町村地域防災計画に規定する。</p> <p>○ 関係市町村は、避難促進施設について、火山現象発生時に当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、市町村地域防災計画に火山現象の発生及び推移に関する情報、予報並びに警報等の伝達方法等を定める。</p>
修正理由	○ 他の節との整合を図ったことに伴う修正	

頁	現 計 画	修 正 案																																				
3-2-10	<p style="text-align: center;">第5節 気象業務整備計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 気象業務の実施体制の整備</p> <p>1 [略]</p> <p>2 情報処理・通信システムの整備・充実</p> <p>○ [略]</p> <p>(1) ~ (5) [略]</p> <p>(6) 火山観測施設</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0;">[略]</div> <p>(気象庁以外の機関が設置している主な観測施設)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">施設等名</th> <th>箇所数</th> <th>設置機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">GNSS 連続 観測 シス テム</td> <td>電子基準点</td> <td style="text-align: center;">34</td> <td rowspan="4" style="text-align: center;">41 [略]</td> </tr> <tr> <td>地殻変動観測施設</td> <td style="text-align: center;">4</td> </tr> <tr> <td>機動連続観測点</td> <td style="text-align: center;">2</td> </tr> <tr> <td>験潮場 GPS 観測局</td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> </tbody> </table> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0;">[略]</div>	施設等名		箇所数	設置機関	[略]				GNSS 連続 観測 シス テム	電子基準点	34	41 [略]	地殻変動観測施設	4	機動連続観測点	2	験潮場 GPS 観測局	1	<p style="text-align: center;">第5節 気象業務整備計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 気象業務の実施体制の整備</p> <p>1 [略]</p> <p>2 情報処理・通信システムの整備・充実</p> <p>○ [略]</p> <p>(1) ~ (5) [略]</p> <p>(6) 火山観測施設</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0;">[略]</div> <p>(気象庁以外の機関が設置している主な観測施設)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">施設等名</th> <th>箇所数</th> <th>設置機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">GNSS 連続 観測 シス テム</td> <td>電子基準点</td> <td style="text-align: center;">34</td> <td rowspan="4" style="text-align: center;">39 [略]</td> </tr> <tr> <td>地殻変動観測施設</td> <td style="text-align: center;">4</td> </tr> <tr> <td>機動連続観測点</td> <td style="text-align: center;">2</td> </tr> <tr> <td>験潮場 GPS 観測局</td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> </tbody> </table> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0;">[略]</div>	施設等名		箇所数	設置機関	[略]				GNSS 連続 観測 シス テム	電子基準点	34	39 [略]	地殻変動観測施設	4	機動連続観測点	2	験潮場 GPS 観測局	1
	施設等名		箇所数	設置機関																																		
[略]																																						
GNSS 連続 観測 シス テム	電子基準点	34	41 [略]																																			
	地殻変動観測施設	4																																				
	機動連続観測点	2																																				
	験潮場 GPS 観測局	1																																				
施設等名		箇所数	設置機関																																			
[略]																																						
GNSS 連続 観測 シス テム	電子基準点	34	39 [略]																																			
	地殻変動観測施設	4																																				
	機動連続観測点	2																																				
	験潮場 GPS 観測局	1																																				
修正理由	○ 所要の修正																																					

頁	現 計 画					
3-2-13	<p>第3 情報収集、伝達体制の整備</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>①～③ [略]</p> <p>④ 岩手山の噴火警戒レベル（概要版） 平成19年10月 岩手山火山災害対策検討委員会</p>					
	対 象 範 囲	レ ベ ル	説 明			
			火山活動の状況	過去の事例	住民の行動	登山・入山者
	居住 地域 及び それ より 火口 側	5 (避 難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある	①1686年東岩手山 山頂の噴火	危険な居住地域からの 避難	登 山 口 か ら 登 山 ・ 入 山 規 制
	火口 から 居住 近く まで	4 (避 難 準 備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される (可能性が高まってきている)	②1732年東岩手山 山腹の噴火（焼走 り溶岩噴出）	警戒が必要な居住地域 での避難準備 { 避難行動要支援者、特 異地域***及び特別に被 害が予想される区域*** **の避難 }	
	火口 周辺	3 (入 山 規 制)	火口付近から居住地域の近くまで重大な影響*を及ぼす噴火の発生、あるいは発生が予想される	③1919年西岩手山 （大地獄谷）の水 蒸気爆発 ④1998年4月29日 短時間に多数の地 震と規模の大きい 地震が発生	通常の生活 { 状況に応じて避難行動 要支援者、特異地域*** 及び特別に被害が予想 される区域***の避難 準備 }	
	火口 内等	2 (火 口 周 辺 規 制)	火口周辺に影響を及ぼす噴火の発生、あるいは発生が予想される	⑤1998年3月17日 火山性地震が増加 し地殻変動開始	通常の生活	岩 手 山 西 側（大地獄 谷）の入山 規制
	火口 内等	1 (常 平)	火山活動は静穏	—		自 由 に 登 山 ・ 入 山 可 能
<p>* 「重大な影響」とは、この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶことを意味する。</p> <p>** 「特異地域」とは、居住地域より火口に近い地域を指す。</p> <p>*** 「特別に被害が予想される区域」とは、冬季の噴火において融雪型火山泥流が流下する危険のある滝沢市一本木地区砂込川沿いを指す。</p>						

頁	修 正 案					
3-2-13	<p>第3 情報収集、伝達体制の整備</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>①～③ [略]</p> <p>④ 岩手山の噴火警戒レベル（概要版） 平成30年3月 岩手山火山防災協議会</p>					
	名称	対象範囲	(キーワード) レベル	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
	噴火警戒報（居住地域） 又は噴火警戒報	居住地域及びそれより火口側	(避難) 5	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	・融雪型火山泥流または火砕流・火砕サージが居住地域まで到達、あるいは切迫している。
			(避難準備) 4	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での避難準備等が必要。 要配慮者及び「特別に被害が予想される区域（施設）」の避難等が必要。	・融雪型火山泥流または火砕流・火砕サージが居住地域まで到達する可能性がある。
	噴火警戒報（火口周辺） 又は火口周辺警戒報	火口から居住地域近くまで	(入山規制) 3	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	火口から居住地域近くまでの範囲への立入規制等。 状況に応じて要配慮者及び「特別に被害が予想される区域（施設）」の避難準備等が必要。 住民は通常の生活。	・東岩手山の火口から概ね4km以内及び西岩手山の火口から概ね2km以内に影響が及ぶ噴火が発生、または予想される。
			(火口周辺規制) 2	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	火口周辺への立入規制等。 （登山道は入口から立入規制） 住民は通常の生活。	・東岩手山及び西岩手山の火口から概ね2km以内に影響が及ぶ噴火が発生、または予想される。
	噴火予報	火口内等	(活火山であることに留意) 1	火山活動は静穏。	状況に応じて火口内への立入規制等。	火口内で少量の噴気や火山ガス等が発生。
	<p>注1）火口は、東岩手山山頂または西岩手山の大地獄谷から姥倉山付近までの稜線に想定される。</p> <p>注2）「特別に被害が予想される区域（施設）」とは、融雪型火山泥流が流下する危険のある「滝沢市一本木地区砂込川沿いの区域」及び「岩手山焼走り国際交流村」を指す。</p>					
修正理由	○ 噴火警戒レベルの見直しに伴う修正					

頁	現 計 画				
3-2-14	⑤ 秋田駒ヶ岳の噴火警戒レベル（概要版） 平成21年3月 秋田駒ヶ岳噴火警戒レベル検討委員会				
	対象 範囲	レ ベ ル	説 明		
			火山活動の状況	過去の事例	住民等の行動及び登山者・入 山者等への対応
	居住地域及び それより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある	—	危険な居住地域からの避難等が必要
		4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）	—	警戒が必要な居住地域での避難準備、避難行動要支援者の避難等が必要 全山入山規制
	火口から居住地域 近くまで	3 (入山規制)	火口付近から居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火の発生、あるいは発生が予想される	1970年女岳山頂からの噴火	住民は通常の生活 必要に応じて避難行動要支援者の避難準備等 登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等
火口周辺	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす噴火の発生、あるいは発生が予測される	1932年の南部カルデラ内（石ボラ）での水蒸気爆発	住民は通常の生活 火口周辺への立入規制等	
火口内等	1 (平常)	火山活動は静穏	—	状況に応じて火口内への立入規制等	

頁	修正案				
3-2-14	⑤ 秋田駒ヶ岳の噴火警戒レベル（概要版）平成21年3月 秋田駒ヶ岳噴火警戒レベル検討委員会				
名称	対象範囲	レベル	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
噴火警戒（特別警戒）	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	噴火による影響で、居住地域に重大な被害が切迫している場合。 ・噴火に伴いカルデラから火砕流、融雪型火山泥流の流出が予想された場合。
		4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での避難準備、災害時要援護者の避難等が必要 [※] 。全山入山規制。	噴火による影響で、居住地域に重大な被害が予想される場合。 ・噴火に伴い火砕流、融雪型火山泥流が発生し、カルデラ縁付近まで到達する恐れがある場合。 ・噴火に伴い噴石が居住地域の近くまで到達すると予想された場合。
火口周辺警戒（警戒）	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。状況に応じて災害時要援護者の避難準備等 [※] 。登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。	噴火による影響が火口からおおよそ2km以内。 ・噴火に伴いカルデラ内で火砕流、融雪型火山泥流が発生（確認）した場合。 ・噴石がカルデラ縁を越える噴火が発生した場合または、噴火の発生が予想された場合。
	火口から少し離れた所までの火口周辺	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口域周辺への立入規制等。	噴火による影響が火口から500m以内。 ・地震活動や噴気活動の活発化等により、噴火の発生が予想された場合。
噴火予報（予報）	火口内等	1 (活火山であることを留意)	火山活動は静穏。	状況に応じて火口内への立入規制等。	火山活動は静穏。 ・女岳北側で弱い噴気活動が見られるが、南部・北部カルデラに目立った表面現象はない。
噴火による影響とは、噴石、火砕流、融雪型火山泥流により、現象が始まってから避難までの時間的な余裕がほとんどなく生命に対する危険性が高い火山現象による影響です。					
※ 噴石、火砕流、融雪型火山泥流で、避難道路などが通行不能となる恐れがある区域では、早期避難が必要です。					
修正理由	○ 噴火警戒レベルの見直しに伴う修正				

頁	現 計 画	修 正 案
3-2-18	<p style="text-align: center;">第6節 避難対策計画</p> <p>第2 避難計画の作成</p> <p>1 市町村の避難計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 警戒地域の指定があった市町は、火山防災協議会での協議を踏まえて策定した避難計画の内容について、市町村地域防災計画に規定する。 ○ 関係市町は、円滑かつ迅速な避難のために、火山ハザードマップに避難対象地域等の避難計画の内容、噴火警戒レベルの解説、情報伝達に関する事項など、実際に避難行動をとる住民や登山者に必要な防災情報を付け加えた火山防災マップを作成し、住民等に周知する。 <p>2 避難促進施設における避難確保計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 避難促進施設の所有者又は管理者は、火山現象の発生及び推移に関する情報伝達に関する事項、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難訓練及び防災教育に関する事項等を定めた避難確保計画を作成・公表し、関係市町に報告する。 ○ 避難促進施設の所有者又は管理者は、作成した避難確保計画に基づき、避難訓練を実施し、その結果について関係市町に報告する。 ○ 関係市町は、避難促進施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告等を行い、施設所有者又は管理者による取組の支援に努める。 	<p style="text-align: center;">第6節 避難対策計画</p> <p>第2 避難計画の作成</p> <p>1 市町村の避難計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 警戒地域の指定があった市町村は、火山防災協議会での協議を踏まえて策定した避難計画の内容について、市町村地域防災計画に規定する。 ○ 関係市町村は、円滑かつ迅速な避難のために、火山ハザードマップに避難対象地域等の避難計画の内容、噴火警戒レベルの解説、情報伝達に関する事項など、実際に避難行動をとる住民や登山者に必要な防災情報を付け加えた火山防災マップを作成し、住民等に周知する。 <p>2 避難促進施設における避難確保計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村は、<u>火山災害発生時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な集客施設等を避難促進施設に指定し、当該施設に避難確保計画を作成させるとともに、名称及び所在地を市町村地域防災計画に記載する。</u> ○ 避難促進施設の所有者又は管理者は、火山現象の発生及び推移に関する情報伝達に関する事項、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難訓練及び防災教育に関する事項等を定めた避難確保計画を作成・公表し、関係市町村に報告する。 ○ 避難促進施設の所有者又は管理者は、作成した避難確保計画に基づき、避難訓練を実施し、その結果について関係市町村に報告する。 ○ 関係市町村は、避難促進施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告等を行い、施設所有者又は管理者による取組の支援に努める。
修正理由	<ul style="list-style-type: none"> ○ 岩手山火山避難計画の作成を踏まえた修正 ○ 他の節との整合を図ったことに伴う修正 	

頁	現 計 画	修 正 案																
3-2-26	<p style="text-align: center;">第9節 入山規制計画</p> <p>第2 入山規制・緩和の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 登山道を有する市町村は、県及び学識経験者等の助言を受け、必要に応じ、入山規制・緩和・解除を行う。 ○ 登山道を有する市町村は、入山規制の実施、緩和及び解除について、統一的な実施を行うため、それぞれ調整を図りながら判断基準、規制範囲等を検討し、登山者安全対策計画を作成する。 ○ [略] <p>第3 登山者安全対策計画の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 登山道を有する市町村は、登山者に対する早期の情報伝達と迅速な避難の実施のため、関係機関等と連携し、次の事項を内容とした計画を作成する。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">ア</td> <td>入山規制・緩和基準</td> </tr> <tr> <td>イ</td> <td>入山規制実施場所等</td> </tr> <tr> <td>ウ</td> <td> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">情報伝連体制</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ① 職員非常招集体制 ② 火山に関する予報・警報・情報等の伝達方法 ③ 情報伝達設備 ④ 他市町村及び関係機関との連携体制 ⑤ 火山活動に関する注意喚起手段 </td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td>エ</td> <td> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">緊急下山誘導体制</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ① 下山広報体制 ② 入山者下山誘導體制 ③ 下山確認体制 ④ 関係機関との連携方法 ⑤ 下山者移送体制 </td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td>オ</td> <td> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">広報</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ① 入山規制状況広報手段 </td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	ア	入山規制・緩和基準	イ	入山規制実施場所等	ウ	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">情報伝連体制</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ① 職員非常招集体制 ② 火山に関する予報・警報・情報等の伝達方法 ③ 情報伝達設備 ④ 他市町村及び関係機関との連携体制 ⑤ 火山活動に関する注意喚起手段 </td> </tr> </table>	情報伝連体制	<ul style="list-style-type: none"> ① 職員非常招集体制 ② 火山に関する予報・警報・情報等の伝達方法 ③ 情報伝達設備 ④ 他市町村及び関係機関との連携体制 ⑤ 火山活動に関する注意喚起手段 	エ	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">緊急下山誘導体制</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ① 下山広報体制 ② 入山者下山誘導體制 ③ 下山確認体制 ④ 関係機関との連携方法 ⑤ 下山者移送体制 </td> </tr> </table>	緊急下山誘導体制	<ul style="list-style-type: none"> ① 下山広報体制 ② 入山者下山誘導體制 ③ 下山確認体制 ④ 関係機関との連携方法 ⑤ 下山者移送体制 	オ	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">広報</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ① 入山規制状況広報手段 </td> </tr> </table>	広報	<ul style="list-style-type: none"> ① 入山規制状況広報手段 	<p style="text-align: center;">第9節 入山規制計画</p> <p>第2 入山規制・緩和の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 登山道を有する市町村は、<u>火山活動の状況に応じて</u>、入山規制・緩和・解除を行う。 ○ 登山道を有する市町村は、入山規制の実施、緩和及び解除について、<u>火山防災協議会での協議や有識者等の助言を踏まえて統一的に実施する。</u> ○ [略] <p><u>削除</u></p>
ア	入山規制・緩和基準																	
イ	入山規制実施場所等																	
ウ	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">情報伝連体制</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ① 職員非常招集体制 ② 火山に関する予報・警報・情報等の伝達方法 ③ 情報伝達設備 ④ 他市町村及び関係機関との連携体制 ⑤ 火山活動に関する注意喚起手段 </td> </tr> </table>	情報伝連体制	<ul style="list-style-type: none"> ① 職員非常招集体制 ② 火山に関する予報・警報・情報等の伝達方法 ③ 情報伝達設備 ④ 他市町村及び関係機関との連携体制 ⑤ 火山活動に関する注意喚起手段 															
情報伝連体制	<ul style="list-style-type: none"> ① 職員非常招集体制 ② 火山に関する予報・警報・情報等の伝達方法 ③ 情報伝達設備 ④ 他市町村及び関係機関との連携体制 ⑤ 火山活動に関する注意喚起手段 																	
エ	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">緊急下山誘導体制</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ① 下山広報体制 ② 入山者下山誘導體制 ③ 下山確認体制 ④ 関係機関との連携方法 ⑤ 下山者移送体制 </td> </tr> </table>	緊急下山誘導体制	<ul style="list-style-type: none"> ① 下山広報体制 ② 入山者下山誘導體制 ③ 下山確認体制 ④ 関係機関との連携方法 ⑤ 下山者移送体制 															
緊急下山誘導体制	<ul style="list-style-type: none"> ① 下山広報体制 ② 入山者下山誘導體制 ③ 下山確認体制 ④ 関係機関との連携方法 ⑤ 下山者移送体制 																	
オ	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">広報</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ① 入山規制状況広報手段 </td> </tr> </table>	広報	<ul style="list-style-type: none"> ① 入山規制状況広報手段 															
広報	<ul style="list-style-type: none"> ① 入山規制状況広報手段 																	
修正理由	<ul style="list-style-type: none"> ○ 岩手山火山避難計画の作成を踏まえた修正 																	

頁	現 計 画	修 正 案
3-2-32	<p>第13節 ライフライン施設等安全確保計画</p> <p>第1～第3 [略]</p> <p>第4 上水道施設</p>	<p>第13節 ライフライン施設等安全確保計画</p> <p>第1～第3 [略]</p> <p>第4 上下水道施設</p>
修正理由	○ 所要の修正	

頁	現 計 画	修 正 案
3-3-23	<p>第2節 火山に関する予報・警報・情報及び気象予報・警報等の伝達計画</p> <p>第3 実施要領</p> <p>3 異常現象発生時の通報</p> <p>(1) 異常現象発見者の通報義務</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 火山災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、速やかに最寄りの市町村長又は警察官若しくは海上保安官に通報する。 ○ 異常現象の通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨を当該市町村長に通報するとともに、(2)に定める担当機関の長に通報するよう努める。 <p>(2) 市町村長等の通報先</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ [略] ○ [略] ○ [略] ○ [略] <p>(異常現象の通報、伝達経路)</p>	<p>第2節 火山に関する予報・警報・情報及び気象予報・警報等の伝達計画</p> <p>第3 実施要領</p> <p>3 異常現象発生時の通報</p> <p>(1) 異常現象発見者の通報義務</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 火山災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、速やかに最寄りの市町村又は警察若しくは消防に通報する。 ○ 異常現象の通報を受けた警察官又は消防職員は、その旨を当該市町村長に通報するとともに、(2)に定める担当機関の長に通報するよう努める。 <p>(2) 市町村長等の通報先</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ [略] ○ [略] ○ [略] ○ [略] <p>(異常現象の通報、伝達経路)</p>
修正理由	<ul style="list-style-type: none"> ○ 岩手山火山避難計画の作成を踏まえた修正 	

頁	現 計 画	修 正 案																								
3-3-32	<p style="text-align: center;">第7節 広報広聴計画</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">実施機関</th> <th style="width: 50%;">活動の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>東北地方整備局 (岩手河川国道事務所) (三陸国道事務所) 〔北上川ダム統合管理事務所〕</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>(株)岩手日報社 (株)朝日新聞社盛岡総局 (株)毎日新聞社盛岡支局 (株)読売新聞社盛岡支局 (株)河北新報社盛岡総局 (株)産業経済新聞社盛岡支局 (株)日本経済新聞社盛岡支局 (株)岩手日日新聞社 (株)デーリー東北新聞社盛岡支局 (一社)共同通信社盛岡支局 (株)時事通信社盛岡支局 (有)盛岡タイムス社</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	活動の内容	[略]	[略]	東北地方整備局 (岩手河川国道事務所) (三陸国道事務所) 〔北上川ダム統合管理事務所〕	[略]	[略]	[略]	(株)岩手日報社 (株)朝日新聞社盛岡総局 (株)毎日新聞社盛岡支局 (株)読売新聞社盛岡支局 (株)河北新報社盛岡総局 (株)産業経済新聞社盛岡支局 (株)日本経済新聞社盛岡支局 (株)岩手日日新聞社 (株)デーリー東北新聞社盛岡支局 (一社)共同通信社盛岡支局 (株)時事通信社盛岡支局 (有)盛岡タイムス社	[略]	[略]	[略]	<p style="text-align: center;">第7節 広報広聴計画</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">実施機関</th> <th style="width: 50%;">活動の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>東北地方整備局 (岩手河川国道事務所) (三陸国道事務所) <u>(南三陸国道事務所)</u> 〔北上川ダム統合管理事務所〕</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>(株)岩手日報社 (株)朝日新聞社盛岡総局 (株)毎日新聞社盛岡支局 (株)読売新聞社盛岡支局 (株)河北新報社盛岡総局 (株)産業経済新聞社盛岡支局 (株)日本経済新聞社盛岡支局 (株)岩手日日新聞社 (株)デーリー東北新聞社盛岡支局 <u>(株)日本農業新聞東北支所</u> <u>(株)日刊工業新聞社盛岡総局</u> (一社)共同通信社盛岡支局 (株)時事通信社盛岡支局 (有)盛岡タイムス社</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>[県本部の担当]</p>	実施機関	活動の内容	[略]	[略]	東北地方整備局 (岩手河川国道事務所) (三陸国道事務所) <u>(南三陸国道事務所)</u> 〔北上川ダム統合管理事務所〕	[略]	[略]	[略]	(株)岩手日報社 (株)朝日新聞社盛岡総局 (株)毎日新聞社盛岡支局 (株)読売新聞社盛岡支局 (株)河北新報社盛岡総局 (株)産業経済新聞社盛岡支局 (株)日本経済新聞社盛岡支局 (株)岩手日日新聞社 (株)デーリー東北新聞社盛岡支局 <u>(株)日本農業新聞東北支所</u> <u>(株)日刊工業新聞社盛岡総局</u> (一社)共同通信社盛岡支局 (株)時事通信社盛岡支局 (有)盛岡タイムス社	[略]	[略]	[略]
	実施機関	活動の内容																								
[略]	[略]																									
東北地方整備局 (岩手河川国道事務所) (三陸国道事務所) 〔北上川ダム統合管理事務所〕	[略]																									
[略]	[略]																									
(株)岩手日報社 (株)朝日新聞社盛岡総局 (株)毎日新聞社盛岡支局 (株)読売新聞社盛岡支局 (株)河北新報社盛岡総局 (株)産業経済新聞社盛岡支局 (株)日本経済新聞社盛岡支局 (株)岩手日日新聞社 (株)デーリー東北新聞社盛岡支局 (一社)共同通信社盛岡支局 (株)時事通信社盛岡支局 (有)盛岡タイムス社	[略]																									
[略]	[略]																									
実施機関	活動の内容																									
[略]	[略]																									
東北地方整備局 (岩手河川国道事務所) (三陸国道事務所) <u>(南三陸国道事務所)</u> 〔北上川ダム統合管理事務所〕	[略]																									
[略]	[略]																									
(株)岩手日報社 (株)朝日新聞社盛岡総局 (株)毎日新聞社盛岡支局 (株)読売新聞社盛岡支局 (株)河北新報社盛岡総局 (株)産業経済新聞社盛岡支局 (株)日本経済新聞社盛岡支局 (株)岩手日日新聞社 (株)デーリー東北新聞社盛岡支局 <u>(株)日本農業新聞東北支所</u> <u>(株)日刊工業新聞社盛岡総局</u> (一社)共同通信社盛岡支局 (株)時事通信社盛岡支局 (有)盛岡タイムス社	[略]																									
[略]	[略]																									

	〔県本部の担当〕				部	課	地方支部 班	担当業務
	部	課	地方支部 班	担当業務	〔略〕			
	〔略〕				教育部	教育企画 室	教育事務 所班	〔略〕
	教育部	教育企画 室	教育事務 所班	〔略〕	教育部	教育企画 室	教育事務 所班	〔略〕
		学校教育 室		〔略〕		学校調整 課		〔略〕
	〔略〕				〔略〕			
修正 理由	○ 所要の修正							

頁	現 計 画	修 正 案																		
3-3-51	<p style="text-align: center;">第18節 避難・救出計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、住民、登山者等の生命、身体の安全を確保するため、迅速かつ的確に注意喚起、避難勧告及び避難指示（緊急）並びに <u>屋内での待避等の安全確保措置</u> の指示（以下本節中「避難勧告等」という。）を行うとともに、避難支援従事者の安全を確保しながら、避難誘導を行う。</p> <p>2～3 [略]</p> <p>第2 [略]</p>	<p style="text-align: center;">第18節 避難・救出計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、住民、登山者等の生命、身体の安全を確保するため、迅速かつ的確に注意喚起、避難勧告及び避難指示（緊急）並びに <u>屋内安全確保</u> の指示（以下本節中「避難勧告等」という。）を行うとともに、避難支援従事者の安全を確保しながら、避難誘導を行う。</p> <p>2～3 [略]</p> <p>4 <u>避難、救出救助活動は噴火警戒レベルに応じ</u> <u>て行われるものであるが、突発的な噴火が発生した場合、住民、登山者等の避難に時間的余裕がないことが想定されることから、より迅速な情報伝達や避難誘導等を行うよう努める。</u></p> <p>第2 [略]</p>																		
3-3-52	<p>第3 実施要領</p> <p>1 避難勧告等</p> <p>(1) 避難勧告等の内容</p> <p>○ 実施責任者は、次の内容を明示して、避難勧告等を行う。</p> <table border="1" data-bbox="256 1379 839 1608"> <tr> <td>ア 発令者</td> <td>エ 避難対象</td> <td>オ 避難先</td> </tr> <tr> <td>イ 避難勧告等の日時</td> <td>地域</td> <td>カ 避難経路</td> </tr> <tr> <td>ウ 避難勧告等の理由</td> <td></td> <td>キ その他必要な事項</td> </tr> </table> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p>	ア 発令者	エ 避難対象	オ 避難先	イ 避難勧告等の日時	地域	カ 避難経路	ウ 避難勧告等の理由		キ その他必要な事項	<p>第3 実施要領</p> <p>1 避難勧告等</p> <p>(1) 避難勧告等の内容</p> <p>○ 実施責任者は、次の内容を明示して、避難勧告等を行う。</p> <table border="1" data-bbox="865 1379 1447 1608"> <tr> <td>ア 発令者</td> <td>エ 避難対象</td> <td>カ 避難先</td> </tr> <tr> <td>イ 避難勧告等の日時</td> <td>地域</td> <td>キ 避難経路</td> </tr> <tr> <td>ウ 避難勧告等の理由</td> <td>オ 避難対象者及びとるべき行動</td> <td>ク その他必要な事項</td> </tr> </table> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p>	ア 発令者	エ 避難対象	カ 避難先	イ 避難勧告等の日時	地域	キ 避難経路	ウ 避難勧告等の理由	オ 避難対象者及びとるべき行動	ク その他必要な事項
ア 発令者	エ 避難対象	オ 避難先																		
イ 避難勧告等の日時	地域	カ 避難経路																		
ウ 避難勧告等の理由		キ その他必要な事項																		
ア 発令者	エ 避難対象	カ 避難先																		
イ 避難勧告等の日時	地域	キ 避難経路																		
ウ 避難勧告等の理由	オ 避難対象者及びとるべき行動	ク その他必要な事項																		
3-3-54	<p>(2) ～ (3) [略]</p> <p>(4) 避難の誘導</p>	<p>(2) ～ (3) [略]</p> <p>(4) 避難の誘導</p> <p>ア 登山者等の避難誘導</p> <p>○ <u>県及び市町村本部長は、登山者等の避難誘導に当たっては、迅速な避難のための下山ルートへ案内するなどの対応を観光団体等と連携して実施する。</u></p> <p>○ <u>県警察、消防等は、下山した登山者等の避難</u></p>																		

<p>3-3-55</p>	<p>○ [略]</p> <p>○ 実施責任者は、消防団、自主防災組織等の協力を<u>待て</u>、住民を安全かつ迅速に避難場所に誘導する。この場合において、避難行動要支援者の避難を優先する。</p> <p>○ 次の場合において、当該避難が困難と認められるときは、消防団員等を配置して誘導する。</p> <p>ア 幼稚園、小学校、病院、社会福祉施設等の生徒、患者、入所者等の避難</p> <p>イ 避難行動要支援者の避難</p> <p>(5) 避難者の確認等</p> <p>○ [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 救出</p> <p>【本編・第3章・第15節・第3・3 参照】</p>	<p><u>誘導を行う。</u></p> <p>○ <u>県は、市町村からの要望に応じ、避難誘導のために登山口等に出動する車両や防災ヘリコプター等を手配する。</u></p> <p>イ 住民等の避難誘導</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 実施責任者は、消防団、自主防災組織等の協力を<u>得て</u>、住民を安全かつ迅速に避難場所に誘導する。この場合において、避難行動要支援者の避難を優先する。</p> <p>○ 次の場合において、当該避難が困難と認められるときは、消防団員等を配置して誘導する。</p> <p>① 幼稚園、小学校、病院、社会福祉施設等の生徒、患者、入所者等の避難</p> <p>② 避難行動要支援者の避難</p> <p>(5) 避難者の確認等</p> <p>○ <u>県、市町村及び防災関係機関は、登山者カード（登山計画書）等や避難促進施設等における緊急退避状況、下山した者からの情報、避難者名簿等を照合することにより、火口近くにいる登山者等の要救助者情報の集約・整理を行い、情報共有を図る。</u></p> <p>○ [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 救出</p> <p>ア 登山者等の救出</p> <p><u>市町村は、救出した登山者等を噴石・火山灰・火山ガス等による影響が小さい場所へ早期に避難させるため、また、避難・下山途中に負傷した登山者等を緊急に救助及び救急搬送するため、大型バス、消防・警察車両等をはじめとする関係機関の車両待機場所について検討する。</u></p> <p><u>なお、救出にあたっては関係機関と十分に協議し、二次災害の防止に万全を期すものとする。</u></p> <p>イ 住民等の救出</p> <p>【本編・第3章・第15節・第3・3 参照】</p>
<p>修正理由</p>	<p>○ 防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>○ 岩手山火山避難計画の作成を踏まえた修正</p> <p>○ 所要の修正</p>	

頁	現 計 画	修 正 案																																																																
3-3-77	<p>第30節 公共土木施設・鉄道施設等応急対策計画</p> <p>第1 公共土木施設</p> <p>1 [略]</p> <p>2 実施機関（責任者） 公共土木施設に係る被害状況の把握、応急措置及び応急復旧の実施機関（責任者）は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 道路施設</p> <table border="1" data-bbox="256 663 839 1120"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>担当区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国土交通省（岩手河川国道事務所、三陸国道事務所）</td> <td><u>一般国道のうち、国土交通省東北地方整備局関係国道事務所所管の道路施設（国道4号、45号、46号及び283号）</u></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)～(4) [略]</p> <p>[県本部の担当]</p> <table border="1" data-bbox="256 1254 839 1624"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>部</th> <th>課</th> <th>地方支部班</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td rowspan="4">[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>(4) 空港施設</td> <td>県土整備部</td> <td>空港課</td> <td>土木班</td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	担当区分	国土交通省（岩手河川国道事務所、三陸国道事務所）	<u>一般国道のうち、国土交通省東北地方整備局関係国道事務所所管の道路施設（国道4号、45号、46号及び283号）</u>	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	区分	部	課	地方支部班	担当業務	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	(4) 空港施設	県土整備部	空港課	土木班	<p>第30節 公共土木施設・鉄道施設等応急対策計画</p> <p>第1 公共土木施設</p> <p>1 [略]</p> <p>2 実施機関（責任者） 公共土木施設に係る被害状況の把握、応急措置及び応急復旧の実施機関（責任者）は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 道路施設</p> <table border="1" data-bbox="866 663 1449 1120"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>担当区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国土交通省（岩手河川国道事務所、三陸国道事務所、南三陸国道事務所）</td> <td><u>直轄管理の一般国道及び直轄高速（釜石自動車道 宮守～遠野）</u></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)～(4) [略]</p> <p>[県本部の担当]</p> <table border="1" data-bbox="866 1254 1449 1624"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>部</th> <th>課</th> <th>地方支部班</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td rowspan="4">[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>(4) 空港施設</td> <td>県土整備部</td> <td>県土整備企画室</td> <td>土木班</td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	担当区分	国土交通省（岩手河川国道事務所、三陸国道事務所、南三陸国道事務所）	<u>直轄管理の一般国道及び直轄高速（釜石自動車道 宮守～遠野）</u>	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	区分	部	課	地方支部班	担当業務	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	(4) 空港施設	県土整備部	県土整備企画室	土木班
実施機関	担当区分																																																																	
国土交通省（岩手河川国道事務所、三陸国道事務所）	<u>一般国道のうち、国土交通省東北地方整備局関係国道事務所所管の道路施設（国道4号、45号、46号及び283号）</u>																																																																	
[略]	[略]																																																																	
[略]	[略]																																																																	
[略]	[略]																																																																	
区分	部	課	地方支部班	担当業務																																																														
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]																																																														
[略]	[略]	[略]	[略]																																																															
[略]	[略]	[略]	[略]																																																															
(4) 空港施設	県土整備部	空港課	土木班																																																															
実施機関	担当区分																																																																	
国土交通省（岩手河川国道事務所、三陸国道事務所、南三陸国道事務所）	<u>直轄管理の一般国道及び直轄高速（釜石自動車道 宮守～遠野）</u>																																																																	
[略]	[略]																																																																	
[略]	[略]																																																																	
[略]	[略]																																																																	
区分	部	課	地方支部班	担当業務																																																														
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]																																																														
[略]	[略]	[略]	[略]																																																															
[略]	[略]	[略]	[略]																																																															
(4) 空港施設	県土整備部	県土整備企画室	土木班																																																															
3-3-78																																																																		
修正理由	○ 所要の修正																																																																	

頁	現 計 画	修 正 案
3-3-79	<p align="center">第31節 ライフライン施設応急対策計画</p> <p>第1 基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ [略] ○ 県本部長は、停電その他の事由によりライフライン施設等の稼働の継続や県民の生活の維持のため燃料の確保が必要な場合は、岩手県石油商業協同組合その他の業界団体等に対し、その供給を要請し、必要に応じて、<u>東北経済産業局長</u>にその確保を要請する等により、燃料の確保ができるよう調整に努める。 ○ [略] 	<p align="center">第31節 ライフライン施設応急対策計画</p> <p>第1 基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ [略] ○ 県本部長は、停電その他の事由によりライフライン施設等の稼働の継続や県民の生活の維持のため燃料の確保が必要な場合は、岩手県石油商業協同組合その他の業界団体等に対し、その供給を要請し、必要に応じて、<u>政府災害対策本部又は東北経済産業局</u>にその確保を要請する等により、燃料の確保ができるよう調整に努める。 ○ [略]
修正理由	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「災害時の燃料供給の円滑化のための手引き」による修正 	

頁	現 計 画	修 正 案
新設	新設	<p style="text-align: center;">第4節 風評被害防止計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p><u>県及び市町村は、観光団体等と連携し、火山災害による風評被害が観光業などの地場産業に及ぶことのないよう、これを未然に防止し、又は影響を軽減するために必要な活動を実施する。</u></p> <p>第2 広報活動等</p> <p>○ <u>県、市町村及び防災関係機関は、火山の現状や火山活動に応じた立入規制区域及び火山周辺における安全確保対策や災害時の避難計画について、様々な手段を活用して広報活動を行う。</u></p> <p>○ <u>県、市町村及び防災関係機関は、火山活動の鎮静化後においても、火山の現状等について積極的に広報活動を行い、風評被害の軽減に努める。</u></p>
修正理由	○ 岩手山火山避難計画の作成を踏まえた修正	

頁	現 計 画	修 正 案
3-5-1	<p style="text-align: center;">第1節 避難対策</p> <p>第2 避難対策</p> <p>○ [略]</p>	<p style="text-align: center;">第1節 避難対策</p> <p>第2 避難対策</p> <p>○ [略]</p> <p>○ <u>対策に当たって、県及び市町村等は、必要に応じて、火山防災協議会での協議や有識者等の助言を踏まえ、火山活動の状況に応じた対策を行う。</u></p>
修正理由	○ 岩手山火山避難計画の作成を踏まえた修正	

頁	現 計 画	修 正 案
3-5-3	<p style="text-align: center;">第2節 安全確保対策</p> <p>第2 安全確保対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ [略] ○ [略] 	<p style="text-align: center;">第2節 安全確保対策</p> <p>第2 安全確保対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ [略] ○ [略] ○ <u>対策に当たって、県及び市町村等は、必要に応じて火山防災協議会での協議や有識者等の助言を踏まえ、火山活動の状況に応じた対策を行う。</u> <p>第3 治安確保対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>市町村は、警察と連携して住民等及び関係機関等へ、警戒区域の設定や避難対象地域への「立ち入り禁止」等の規制措置について周知し、警戒区域や避難対象地域の周辺における警戒活動を実施する。</u> <u>なお、警戒活動にあたっては、噴火形態によってさらなる危険も予測されることから、火山活動の状況を十分に考慮の上、行うものとする。</u>
修正理由	○ 岩手山火山避難計画の作成を踏まえた修正	

頁	現 計 画	修 正 案
3-5-4	<p style="text-align: center;">第3節 被災者の生活支援対策</p> <p>第1 基本方針</p> <p>県及び市町村は、火山災害の長期化に伴い、地域社会に重大な影響が及ぶおそれがあることを勘案し、必要に応じて、災害継続中においても国等の協力のもと、生活支援、生業支援等の被災者支援策や被災施設の復旧その他の被災地域の復興を図るための措置を実施するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第3節 被災者の生活支援対策</p> <p>第1 基本方針</p> <p>県及び市町村は、火山災害の長期化に伴い、地域社会に重大な影響が及ぶおそれがあることを勘案し、必要に応じて、災害継続中においても国等の協力のもと、生活支援、生業支援等の被災者支援策や被災施設の復旧その他の被災地域の復興を図るための措置を実施するものとする。</p> <p><u>市町村は、市町村庁舎及び各避難所に市町村職員や県派遣職員等による、被災した住民の生活再建、事業の再開等の相談窓口を開設する。</u></p>
修正理由	○ 岩手山火山避難計画の作成を踏まえた修正	